

山口大学医学会中村賞内規

第1条 この内規は、山口大学医学会会則第4条第2項の規定により、故中村正二郎山口大学長の遺志による奨学寄附金を基金として、山口大学医学会に学会賞の制度を設け、その授与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 本学会賞は、山口大学医学会中村賞(以下「本賞」という。)と称し、応募時点で継続して会員歴3年を有する山口大学医学会会員であり、次のいずれかの業績を挙げた者のうちから審査により授与する。

一 極めて独創性に富む業績若しくは医学の水準を著しく向上せしめたと認められる業績

二 将来の発展が著しく期待される研究業績

2 本賞の授賞の対象となる研究業績は、応募締切日から過去3年以内に公表された論文若しくは著書とし、共同研究業績も授賞対象とする。

3 既に、山口大学医学部同窓会霜仁会「霜仁会学術振興賞・社会活動部門賞」または、山口大学大学院医学系研究科「いのちのために賞」を受賞したあるいは応募中のものは対象より除外する。

第3条 本賞に応募しようとする者は、次の必要書類等を作成し、毎年1月1日から3月末日迄に学会事務局を経て会長に提出するものとする。

一 業績審査願(様式2)1通

二 履歴書(様式3)1通

三 推薦書(自薦の場合は必要としない。)

四 業績別冊7部

五 業績内容の説明、1500字程度1通

第4条 応募業績の審査は、審査委員会で行う。審査委員会は新旧の総務幹事により構成され、毎年新たに山口大学医学会長が委嘱する。

2 審査は翌年度の第一回総会開催日の約1ヶ月前までに終了するものとする。

第5条 本賞の受賞者には、別紙(様式1)による表彰状及び奨励金を授与して表彰する。

2 本賞の授与は毎年第一回の総会において行う。

附則

この内規は、昭和53年7月30日から施行し、昭和53年7月30日から適用する。

附則

この内規は、平成8年7月27日から施行する。

附則

この内規は、平成10年7月4日から施行する。

附則

この内規は、平成16年7月17日から施行する

附則

この内規は、平成19年7月14日から施行する。

附則

この内規は、平成 21 年 7 月 18 日から施行する。